

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西立花町五丁目 12 番 1 号  
**東亜バルブエンジニアリング株式会社**  
代表取締役 真 鍋 吉 久

### 第 16 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第 16 回定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

- 報 告 事 項**
- 第 16 期（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第 16 期（平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで）計算書類報告の件
- 上記の内容を報告いたしました。

#### 決 議 事 項

##### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当につきましては、1 株につき 40 円と決定いたしました。

##### 第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。  
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
<p>（<u>社外取締役との責任限定契約</u>） 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（取締役との責任限定契約） 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等あるものを除く。</u>）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>（<u>社外監査役との責任限定契約</u>） 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>（監査役との責任限定契約） 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役我真鍋吉久氏、笹野幸明氏、氏野正氏、高橋正憲氏、浜本光浩氏が再選され、重任し、新たに飯田明彦氏、角谷正昭氏が選任され、就任いたしました。

なお、高橋正憲氏、浜本光浩氏は、会社法に定める社外取締役であります。

### 第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、新たに監査役に萬成 隆氏、生川友佳子氏が選任され、就任いたしました。

なお、萬成 隆氏、生川友佳子氏は、会社法に定める社外監査役であります。

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に鈴木浩巳氏が選任されました。

以上

---

### 期末配当金のお支払いについて

1. 口座振込をご指定の方には、「第16期期末配当金計算書」及び「『配当金振込先ご確認』のご案内」を送付いたしておりますので、ご確認ください。
2. 口座振込をご指定でない方には、「第16期期末配当金領収証」を送付いたしておりますので、払渡期間（平成27年12月24日から平成28年1月25日まで）内に最寄りのゆうちょ銀行並びに郵便局でお受け取りください。なお、同封の「期末配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の添付資料としてご使用いただけます。
3. 株式数比例配分方式を選択されている場合の配当金のお振込先等につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。